

山陽小野田市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
山陽小野田市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 時間外在校等時間の上限に関する方針（県条例等）	4
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
6. その他	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員が心身ともに健康で情熱をもって子どもたちと向き合える環境を整えることを目的とし、教職員の働き方改革の加速と長時間勤務の是正を進めるとともに、教育の質の維持・向上を図り、健康管理と安全確保を徹底して教職員の命と健康を守ることをめざす。

これらのことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

(2) 本市の現状

- 本市では、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、山口県学校における働き方改革加速化プランに沿って、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度時間外在校等時間の状況】

		年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	市	月30.7時間	21.2%	0.2%
	県	月35.0時間	30.8%	2.4%
中学校	市	月40.0時間	40.2%	3.9%
	県	月41.7時間	41.4%	8.2%

- 時間外在校等時間は、県と比べると低いですが、45時間を超える割合は小学校で2割強、中学校で4割程度となっている。45時間を超えた教職員の主な理由として、小学校においては、学年や学級の業務や教材研究によるものが多く、中学校においては、学年や学級の業務や校務分掌の業務となっている。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月あたりの時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教職員の割合を 1 0 0 % に近づける。
- ・ 1 年間における 1 か月あたりの時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年次有給休暇の取得率を向上させる。
- ・ 健康診断及び精密検査の受診率を 1 0 0 % に近づける。
- ・ ノー残業デーの設定。
- ・ 教育活動の見直しや、生成 AI や ICT 等を活用した校務の効率化により、児童生徒に向き合う時間と心のゆとりを創出する。

※ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4. 時間外在校等時間の上限に関する方針（県条例等）

- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例において、山口県教育委員会は、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとし、規則において、教育職員の時間外在校等時間の上限を定めている。本市教育委員会においては、山口県教育委員会に準じて実施する。

（1）「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

（2）「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」

教育職員の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間が、上限時間を超えない範囲とする。

- ・ 時間外在校等時間の上限時間

- 1か月について45時間、1年について360時間

- ・ 臨時的に上限時間を超える場合

- 「通常予見することができない業務量の大幅な増加」に伴い臨時的に上限を超えて従事させる必要がある場合は、次の①、②の時間の範囲内とする。その場合も、③、④の要件を満たすものとする。

- ① 1か月について100時間未満

- ② 1年について720時間

- ③ 45時間を超える月が1年について6月以内

- ④ 連続する複数月（2～6か月）の平均時間外在校等時間が80時間以内

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 時間外在校等時間の状況の継続的な把握に基づく働き方改革の推進

教職員一人ひとりが、自身の時間外在校等時間の状況を把握し、自分の働き方の現状や時間外在校等時間の推移等を認識することで、教職員の働き方についての意識改革を進める。

(2) 校務における ICT 活用の促進

職員会議資料のペーパーレス化と家庭配布文書・アンケートの電子化を進め、印刷・配布・集計の負担を削減し、児童生徒に向き合う時間や授業準備時間を確保する。

(3) 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

登下校の見守りや学校行事の準備・運営等を地域人材の協力を得て実施するなど、教員が担う業務について、学校運営協議会やPTAで業務内容や役割分担等を検討し、教員の負担軽減を図る。

(4) メリハリのある働き方の推進

各学校の実情に合わせて、最終退庁時刻の設定やノー残業デーの設定を進める。また、長期休業中に年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するため、学校閉庁日を適切に設定する。

(5) 標準時数の適切な運用

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを行う。また、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、校時表（時程）の工夫・改善を行う。

(6) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に対して、校長による面接指導を実施する。
- ・ 次の①、②に該当し、かつ、疲労の蓄積が認められる者のうち、医師による

面接指導の申出をした者及び本人からの申出がなくても、③、④に該当し、校長がこれを必要と認める者は、山口県教育委員会面接指導実施要領による医師の面接指導の対象者となる。

- ① 1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働をした職員
- ② 上記①のほか、健康に不安を有すると認められる職員
- ③ 1 か月当たり 100 時間以上の時間外労働をした職員
- ④ 2 ～ 6 か月間の 1 か月平均 80 時間を超える時間外労働をした職員

6. その他

- ・ 取組の着実な実行を図るため、本市各小・中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、各学校及び市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、文部科学省による「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 教職員の業務負担軽減と教育活動の質的向上のため、二期制の導入や学校規模に応じたチーム担任制の導入を検討するとともに、長期休業の始期及び終期の検討を行う。